

平成 1 8 年度

第 2 回緑資源幹線林道事業期中評価委員会

議 事 録

平成 1 8 年 7 月 1 2 日 (水)

於 都道府県会館

林 野 庁

## 1 緑資源幹線林道期中評価委員会出席者

### (1) 委員

東京大学名誉教授	小林 洋司
元宇都宮大学副学長	高橋 弘
東京大学農学生命科学研究科教授	山本 博一
岩手県立大学総合政策研究科教授	由井 正敏

### (2) 林野庁

森林整備部長	島田 泰助
整備課長	古久保英嗣

### (3) 緑資源機構

森林業務担当理事	高木 宗男
森林業務部長	安藤 伸博

## 2 議 事

### 【 委員会の予定 】

#### 事務局

まず始めに、「新聞報道等」「要望書等」を用いて、最近の緑資源幹線林道事業を取り巻く情勢についてご説明いたします。

次に、地元等意見聴取の概要についてご説明いたします。

次に、意見募集の結果についてご説明いたします。

次に、今年度の期中評価対象路線の項目別とりまとめ表について、路線ごとにご説明するとともに、併せて第1回委員会等で指摘のあった事項についてもお説明し、ご意見・ご質問を頂きたいと考えています。

#### 委員

事務局から説明のあった委員会の開催の予定について、いかがですか。

#### 各委員

(異議なし)

### 【 最近の緑資源幹線林道を取り巻く情勢 】

(「要望書等」、「新聞記事」により説明)

#### 委員

「大規模林道計画中止」と書いてある新聞記事がありますが、今は大規模林道という名称はありませんね。

#### 事務局

建設反対を主張している「大規模林道問題全国ネットワーク」という組織があり、大規模林道という名称が使われています。

#### 委員

それは構わないと思いますが、新聞で間違ったことを報道することはまずいのではないですか。クレームなどは付けないのですか。

#### 事務局

問題がある場合は、そのようにしています。

### 【 地元等意見聴取 】

(「平成18年度緑資源幹線林道事業期中評価委員会地元等意見聴取対象者の御発言要旨」によ

り説明)

事務局

先般、6月末に広島県内で大朝・鹿野線の戸河内・吉和区間についてご意見を伺いました。当日、意見聴取の前に、ご発言者にそれぞれご発言の要旨を提出願いたいという協力をお願いしたところ、協力の得られた方々から、要旨が届けられましたので、配布させていただいています。これらについては、お手元にある第1回委員会議事録と同様、今後の審議の参考としていただければと思います。

また、意見聴取時に欠席の委員には、別途事務局の方からお届けし、説明させていただく予定です。

委員

このことは直接現地でお伺いしましたし、この資料も各委員には前もって配付していただいたので、既に目は通していると思いますが、質問などがありましたら、お願いします。

特にないようですので、提出頂いたご意見については、それぞれ評価に当たっての参考にしていただきたいと思います。

#### 【 意見募集の地元等意見聴取 】

(資料5「意見募集の結果」により説明)

委員

各委員には、前もって配付していただいたので、既に目は通していると思いますが、質問などがありましたら、お願いします。

特にないようですので、寄せられたご意見については、今後の評価の参考にしていただきたいと思います。

#### 【 項目別取りまとめ表 】

(資料4「指摘事項と状況等について」の共通事項について説明)

委員

何か質問はありますか。

各委員

(異議なし)

#### 【 項目別取りまとめ表 (葛巻・田子線) 】

(資料3「項目別取りまとめ表」、資料4「指摘事項と状況等について」により説明)

委員

「事業コスト縮減等の可能性」について、の「グラウンドアンカー工において削孔径を小さくできる新技術を採用」というのは、橋台での取り組みですか。

事務局

今まで、地すべり対策のグラウンドアンカー工では、115mmの削孔径でアンカーを挿入していましたが、新技術の採用により、90mmの削孔径でできるようになりましたので、m当たりの単価を減少させることができます。

委員

切取法面工ですか。

事務局

切取法面等に地すべり等の崩壊が発生したときの対策工の1つです。

委員

「グラウンドアンカー工」の前に何か説明書きが加えられませんか。

委員

「斜面安定工法としての」などはどうでしょうか。

委員

そのようなものです。

委員

も同様ですが、片仮名の専門用語で書いた場合、注記を書くか、括弧して日本語入れるようにしないと、一般の方には分かりにくいかもしれません。我々にも分からないところがありますので、そのような配慮をお願いします。

委員

そのようにお願いします。

事務局

分かりました。

委員

P4の に「切取工事後の岩盤法面を客土吹付緑化工で施工」とありますが、緑化工では外来種を使っているのでしょうか。

事務局

葛巻・田子線では、使用する予定です。

委員

これまでも使用していますか。

事務局

はい。

委員

やはり望ましいのは、在来種ですが、採集方法が難しく、単価も高いようです。外来種より安い方がいいのですが、それを適正な価格で買い上げるようなシステムがあれば、高齢者が新しい仕事を見出すという点で、在来種の種の採取は仕事になると思います。法面の緑化には他の事業においてもそうですが、極力在来種、しかも郷土種を使う方向に動いています。昨年、外来生物法が施行され、新たな外来種を使い出すのは望ましくないので、そのような点で、できるだけ地元産の郷土種を採用するようにお願いしたいと思います。

事務局

分かりました。

委員

今のご意見は「自然環境を巡る状況等」の工法的なところで書いてもらえばいいのではないですか。緑化工法については、外来種の利用はできるだけ避けると。

委員

そういうことです。

委員

では、そのような記述を入れることでよろしいですか。

事務局

ただいまのご指摘を受け、P2の「自然環境を巡る状況等」のところで、例えば法面緑化工の記述がありますが、そこに郷土種の採用に努める旨の記述を入れ込んでいくことを検討したいと思います。

委員  
お願いします。

事務局  
次回の委員会時にお示ししたいと思います。

委員  
一般論としてお伺いしますが、P 2の社会情勢の ですが、その中に「文化財保護法上の必要な手続を行う」という表現がありますが、必要な手続というのはどのようなことを指すのでしょうか。

事務局  
この現場は、縄文時代の遺跡が確認されているので、現在、町の教育委員会と協議し、発掘するのか、保存するのか、調査していただいて、それから仕事に取りかかるという状況になっています。

委員  
もし発掘ということになると、結構時間もかかると思いますが。

事務局  
現状は、水田になっており、規模は小さいと聞いています。

委員  
その発掘の費用は、道路を造る側が払うのですか。

事務局  
そうです。

委員  
分かりました。

委員  
P 4の「代替案の実現可能性」との表現は少し弱い印象を受けます。P 21との関係でこの項目は出てくるのではないかと思います。もう少し丁寧に「代替案検討の必要性とその実現可能性」というようなものに改めていただいた方が、P 21で記載するような内容と合致するのではないかと思います。

事務局  
P 4の項目は、第1回委員会の資料3のP 5に評価の実施要領がありますが、この第6の2の「評価手法」(1)「評価の項目」の中に、この項目が書いてあり、要領どおりの表現で載せています。

委員  
しかし、手順としては、代替案検討の必要性があるか、ないかということが始めに来ます。検討の必要性がなければ、そこで却下され、次に、必要性があるけれども、その実現の可能性はどうか、となります。やはり丁寧に記述した方がいいでしょう。

委員  
そうですね。

事務局  
確かにその方がいいかもしれません。

委員  
必要があれば要領を直せばいいのではないですか。

事務局  
分かりました。そこは修正させていただきます。

委員

余り関係ないのならば、項目を外したらどうですか。

委員

それは載せなければならないでしょう。

事務局

変更を行わないところはいいのですが、計画変更を行う箇所もありますので、やはり必要です。

委員

入れておいた方がいいと思います。

委員

分かりました。その他、何かありますか。

各委員

(異議なし)

### 【 項目別取りまとめ表（川井・住田線） 】

(資料3「項目別取りまとめ表」、資料4「指摘事項と状況等について」により説明)

委員

P7の「地元の意向」に、「観光地早池峰山への登山や観光施設タイムグラキャンプ場などへのルート」として、アクセスが容易になるということで地元も期待されてるようですが、心配な面があります。

まず、観光地というのは地元の言う観光地という言葉なのでしょうが、国定公園ですから、観光に来られる方もありますが、多くの方は遠くから眺めるのではなく、登山して、ハヤチネウスユキソウとか、山頂部の蛇紋岩地帯の景観を楽しんでいます。あそこは現在オーバーユースになっており、登山路が登山靴で踏み固められて、絶滅危惧種がもう絶滅寸前種になっています。そのため、多くの管理団体がNGOと一緒にあって、オーバーユースをどうするか検討しています。

そのような中で、この幹線林道が通りますと、旧来からあって、険しい尾根であまり使われていない登山路が、アクセスが良くなるという現象が起きて、そこでまた踏みつけが行われるとか、現状でも盗掘が非常にたくさんあり、ハヤチネウスユキソウからハイマツから何でも盗掘されているのに、場合によっては盗掘がますます行われるようになるおそれがあります。そのような自然環境を守るという観点も必要ですので、私は、ここの幹線林道については、丁度峠を越える所はトンネル化を希望していました。実際トンネルになって、コリドーが形成されていますが、そこに新たに旧道を活用して、登山者が入るといったのはあまり好ましくないと考えています。このため、峠を通過する部分については、駐車帯も設けなくて欲しいと前から希望しています。そのような意味で、私は、登山ルートについては、既存の登山ルートをオーバーユースしないレベルで活用するというだけにしていただいて、この幹線林道が新たに通過する場所からの登山ルートについては厳しい管理をお願いしたいと、自然環境の保全の観点からそう思っています。

委員

今のご意見は、どのように反映できますか。

事務局

ご意見の箇所の記述は、地元からの意向をそのまままとめてありますので、文書自体を修正することはできませんが、今回この委員会におけるご発言として議事録に残りますし、委員からのご意見を地元にも伝えていくということによろしいでしょうか。

委員

はい。お願いします。

委員

今の関連で、P6ページの最後の2行のところの表現のアクセスという意味とは違うのですか。

委員

今のアクセスとは違うのではないですか。

委員  
これは違います。

委員  
このアクセスと今指摘のあったアクセスとは違うことなのですか。

委員  
違います。「登山へ」と書いてあります。

委員  
分かりました。

委員  
何か質問等がありますか。

各委員  
(異議なし)

#### 【 項目別取りまとめ表（八幡・高山線） 】

(資料3「項目別取りまとめ表」により説明)

委員  
宮・高山区間では、代替案について検討したけれども、採用しなかったという経過でよろしかったのでしょうか。

委員  
検討を行っていますね。

事務局  
はい。そこの経緯を書くようにした方がよろしいでしょうか。

委員  
そのようにお願いします。

事務局  
分かりました。

委員  
今の宮・高山区間については、休止の原因になったのが用地の問題だったのですが、その用地の問題も解決したわけですね。

委員  
ここの代替案の「該当なし」の記載は少し修正するとして、これまでの提示された資料については異議がないということでもいいです。

委員  
では、用地問題が解決したという点については、それでよろしいと思います。  
その他、何か質問等がありますか。

各委員  
(異議なし)

#### 【 項目別取りまとめ表（高尾・小坂線） 】

(資料3「項目別取りまとめ表」により説明)

委員

庄原・三和区間は、「あり方検討委員会」での検討の結果、中止になったのですか。

事務局

いいえ、ここはあり方検討結果、継続となっていますが、このような区間は、今後着手前に事前評価を行うこととしていますので、まだ期中の評価の対象とはならないものです。

委員

そうですか。事前評価は別の委員会で行うのでしょうか。

事務局

期中評価委員会は、期中の評価に限った委員会ではなく、毎年3月に行う事前評価に関してお願いすることもあります。庄原・三和区間については、いつになるかハッキリしませんが、事前評価を行うことになりましたら、委員会を開くかどうかを含め、どのような対応をさせていただくか、ご相談させていただきたいと思っています。

委員

分かりました。

委員

P15の「事業コスト縮減等の可能性」の表現ですが、路側コンクリート擁壁工の予定だったが、安価な盛土工法に変更したというだけで終わりにせず、法面緑化を早期実施とか、盛土の法面も緑化というところまで、記述すればよいと思います。といいますのは、路側コンクリート擁壁の方が、林地の伐採等の施工区域が少ないはずで、盛土にすると、逆に伐採される工事施工区域の面積が拡大します。土工を行った部分に対してもそれなりの環境配慮、緑化の配慮を行いますと明記した方がいいのではないかと思います。前段にも何も触れていないので、尚更「盛土工法に変更し、緑化します」との記載を入れた方がいいでしょう。

事務局

次回までに、修文を行いたいと思います。

委員

その他、何か質問等がありますか。

各委員

(異議なし)

## 【 項目別取りまとめ表 (大朝・鹿野線) 】

(資料4「指摘事項と状況等について」により説明)

委員

別紙3の説明で、自動車道2級イコール林道2級ということに関して、この2級林道は、止むを得ないときに林野庁の承諾を得て、幹線林道にも適用する、造れるということですが、幹線林道においては、2級林道という規格で通しても、これを幹線林道とするということなのでしょうか。

委員

それは、逆に、幹線林道についても、林野庁長官の許可によって、自動車道2級の規格を使えるということですよ。

事務局

幹線林道事業の規格構造は7m、5mと規定されていますが、特認事項というものがあり、林野庁長官へ申請いただいて、それを特例として認めた場合、自動車道2級の構造などを準用しながら道を設計するというようになっております。



委員

することができるとしています。

委員

準用して、幹線林道とするということですか。

事務局

はい。緑資源幹線林道構造規程の第29で、「この規定によりがたい特別の理由がある場合には、林野庁長官の承認を受けて、この規定によらないことができる」としており、林野庁長官の承認を受けて、林道規程により一部改良工事を行うという考えです。

委員

そのようなことですか。

事務局

この構造規程の第4では、車道の幅員のことが決められており、同様に骨組みのところは、それぞれ各条項で定めています。この構造規程は、緑資源幹線林道を大規模林業圏開発林道と称していた時のもので、林道規程に2車線が追加されたのは、この大規模林業圏開発林道の規定を基に林道規程の方が変わったという経緯もあります。

また、特例の過去の事例としては、朝日・小国線で黒鴨林道の改良部分がありました。あの部分も車道3mで、数kmを実施しています。その他にも、半径を12mにするとか、最急勾配を使うとかいったことも、今までに何箇所か実施しています。

委員

その中には、例えば砂利敷でもいいということも入るのですか。

事務局

はい。砂利敷は、構造規程の第17に「車道及び路肩は、特別の場合を除くほか、舗装する」とあり、原則舗装ですが、特別の場合は舗装なしのものがあるという解釈ができるようになっていきます。

委員

そうですか。特別な理由がある場合は、砂利でも可ということですね。

事務局

そのとおりです。戸河内・吉和区間のため、無理に運用を曲げているのではなく、今の基準の中で読める範囲だと思っています。

委員

そうですね。

別紙3に関連して、透水性舗装にはどのような仕様があって、それぞれ何mになるか分かりませんか。

事務局

現道の路盤が活用できるタイプとそれ以外のものがあり、前者が全体の65%程度になっています。

委員

65%ですか。全体で2kmですから、1.3kmと0.7km位ですか。分かりました。

次に、別紙4のP2の法面の面積は、今回出していただきましたが、他方、路線上での距離はどのようになっていますか。

事務局

道路の延長ですか。

委員

はい。つまり別紙4のP2では、緑化施工面積トータル2万7,000m<sup>2</sup>は切取法面積ですね。それから、盛土法面積が1.6haありますから、それぞれ、例えば溪畔林でいうと、489+1,079で1,500m<sup>2</sup>位になりますが、これを縦長で割れば分かるのではないですか。溪畔林部分だけの大雑把なもので結構ですが。

事務局

溪畔林部分だけであれば、平均2 m位の法長になっていると思いますので、この489mの半分として、約250m位になるかと思います。

委員

それから盛土の方もありますね。

事務局

はい。調べて後ほど回答します。

委員

別紙3の待避所のことにしてお伺いします。待避所は現地で現状をそのまま利用してできる場所だという理解でよろしいでしょうか。

事務局

現場では幅の広い所がありますので、それを使うということです。

委員

今以上に増えますか。

事務局

新しく設けることは行わない考えです。

委員

それでは、その現場の状況により、幅もまちまちかと思いますが、待避所の規格は、2級林道の基準を満たしているという理解でよろしいですか。

事務局

待避所は33箇所あり、基準では幅5 m以上ということになっておりますので、その中で実際は4.5mという箇所が3箇所だけあります。

委員

そうですか。

事務局

はい。それ以外の所は30箇所は全て5 m以上、場所によっては6 m、7 mの所もあるという状態です。

委員

4.5mというのは、道路の幅員プラスこの待避所が4.5m幅あるという意味ですか。

事務局

3 m + 1.5mということです。

委員

3 m + 1.5mですか。

事務局

はい。3 m + 1.5mの箇所が3箇所ということです。

委員

その中に現道が入っているのですね。

事務局

そうです。

委員

その場合、今の幅員で設計車両である普通自動車が離合できるのですか。

事務局

はい。その3箇所は全て把握しており、その前後100m以内に+2.5m以上の待避所を必ず設置しています。ですから、+1.5mの待避所は乗用車同士の離合箇所です。

委員

乗用車同士用ですか。

事務局

はい。300m以内に3m+2.5mの待避所がありますので、仮に5.5mの大型車が来たときにも離合できる待避所は、前後に必ず設置しているという状態になります。

委員

分かりました。次に、370mが敷砂利工で、この場合の縦断勾配の基準としては、概ね3%以下の部分について適用するということですが、この3%の数字の根拠は何かあるのでしょうか。

事務局

現地を詳細に調査し、現在の砂利道のうちほとんど洗掘されていない状態で残ってる箇所は、3%以下の箇所だけでしたので、経験値上からも、現地の状況から見ても妥当なものとして採用しています。

委員

逆に言うと、4%、5%の所では洗掘が発生しているという観察や、調査結果があったということですね。

事務局

そのとおりです。

委員

路肩のコンクリート擁壁の施工については、具体的な箇所数、延長はどうなっていますか。

事務局

調べてお答えしたいと思います。

委員

同じような話になるかもしれませんが、安全施設のガードレール又はガードケーブルというのがあります。これについても、内訳や、どのような箇所がガードレールで、どのような箇所はガードケーブルにするのか、考え方などをお願いしたいのですが。

事務局

後ほどお答えします。

委員

P1のポンチ絵の説明のところの道路幅員ですが、車道幅員と幅員とを混同して書いてありますので、誤解を招かないように、車道幅員と全幅員、2ページ以降の表現と同じような数値を書いて、両方書いた方がより親切ではないかと思えます。例えば、溪畔林のところ「車道幅員」と書いてありますが、それ以外は全部「幅員」、「全幅員」のはずです。路肩の部分の0.5mや0.25mを含むのか、含まないのか、混乱を招く可能性がありますので、両方書いておいた方がいいのではないですか。

事務局

分かりました。

事務局

ご質問のあったコンクリート擁壁の件ですが、現地で23箇所設計しています。延長は平均10m~12、13mとなっており、トータルで250mの設計です。

また、ガードレールとガードケーブルの使い分けについては、原則ガードケーブルとしています。ガードレールは、延長が2、3m、4、5mの短いスパンの箇所で例えば、短い橋の両側に付けざるを得ない箇所や、極端に短い箇所について設計しており、延長は約160mです。それ以外の箇所は、ガードケーブルで、約600m設計しています。

さらに、別紙4の盛土法面の延長については、大まかに場所を拾ってみますと、大体50cmから

1 m位の法長になっており、トータルの延長として約1,500mになっています。

委員

それは溪畔林部分だけでしょうか。

事務局

はい、溪畔林のみです。

委員

溪畔林だけで1,500mということは、4.6kmのうち3分の1が、切土法面か盛土法面が、どちらかに、あるいは両方にあるということですね。

事務局

はい。

委員

別紙5のP1の説明で、国有林の間伐計画は320ha、4,800m<sup>3</sup>とありましたが、資料4では、水越峠付近は28haとなっていますので、これは、単に水越峠付近が28haであって、その上の行に「324ha」としているのが、先ほど説明にあった320ha、4,800m<sup>3</sup>に該当するのですね。

事務局

「324ha」は、受益地内全ての国有林のうちから324ha間伐するという事です。

委員

結局、これを交通量計算の時に用いていますが、このことは、間伐材を出材することを想定しているのか、あるいは、単に間伐する作業員が通うため、車が通るということか、どちらでしょうか。

事務局

緑資源機構としては、国有林の間伐計画を踏まえて、材を出すという考えであり、まず可能性としては、車を利用すると予測したということです。

委員

その場合、細見谷の4.6kmの部分からも出すということになりますか。それとも水越峠周辺だけでしょうか。

事務局

緑資源機構が頂いている資料では、溪畔林付近の間伐を行う箇所と行わない箇所がありますが、概ね行うという伐採計画で計算しております。

委員

そのような考えだというのは分かりました。ただ、現地も見ましたが、ほとんど枝打ちされていけませんので、NGOも、実際に切ったものはほとんど使い物にならないと言っていますし、伐り捨てが多くなるのではないかと思います。それは伐採して、良い材があれば出すということなのでしょうか。

事務局

先日の地元等意見聴取の中で、広島森林管理署長がお答えになっていましたが、当面は保育間伐、今後、将来的に向けて利用間伐を検討していきたいということでした。

委員

ですから、当面の保育間伐における必要台数を算定した方がいいような気がしますが、ただ、いずれ林業やワサビ田利用の台数はそれほど多くなく、転換交通量が圧倒的に大きいということですね。事実関係は分かりました。

もう一つ、戸河内・芸北間の完成分の夜間交通量が分かりましたが、同じ区間の昼間の交通量は、資料から読み取れますか。

事務局

いいえ、この資料では分かりません。

委員

要するに、完成部分について、昼間と比べて、夜間にどれだけ通るかが分かると、大凡の推定ができると思われます。ただし、細見谷は、余程の時でない限り夜間通行する可能性は低いと思いますので、参考資料ということで分かりました。

委員

別紙6の気象関係についてお尋ねします。先ほどの説明を踏まえると、「内黒山」は、標高が高く、比較的現地に近い気象条件だと思いますし、降水量も「大朝」や「加計」に比べると多くなると思います。それで、別紙3にある床版橋を構造計算されたときには、「加計」のデータを基に50年確率の降水量を算出しており、155mmという値になるようですが、「内黒山」のデータを用いると、50年確率の値は相当影響があるものなのではないでしょうか。

事務局

橋梁等の降水確率については、広島県の河川改修マニュアルがあり、県内を大きく「広島」、「福山」、「庄原」、「加計」の4つのブロックに区分し、内黒山や加計、大朝の1帯は、「加計」のデータを使うこととされており、橋梁については、さらに50年確率の降水量を採用するようマニュアルに定められていますので、それに従って設計しています。

委員

マニュアルでは確かにそのとおりかもしれませんが、実際予測する雨量の強度として、より強い雨量が予測されるのではないかと心配しています。内黒山のデータを使って計算することは可能なのですか。

事務局

ただ、最大1時間降水量を比べても、内黒山より加計の方が大きいようです。

委員

時間雨量はそうですが、総雨量になると、内黒山の方が多そうですね。

事務局

計算等には全て時間雨量を用いています。

委員

そうですね。ただ155mmより大きくなれないということになりますか。

事務局

はい、そのように判断しています。

委員

資料にあるのは、平成16、17年の2か年の数字ですが、広島県のマニュアルで出てくるものは、過去何か年分が分かかりますか。実績としては何年分を使って予測していると思えますが。

気になるのは、確かに平成16、17年を比べると、内黒山の方が雨の降り方は弱いとの値になるかもしれませんが、一般的に考えると、標高の高い山の上の方が強い雨が降るのではないかと考えられます。

事務局

県に確認して、次回の委員会で回答させていただきます。

委員

説明にあった植生図の区分については、誰が、どういう権限で行ったのですか。

事務局

植生図については、平成13年の航空写真を基に、緑資源機構が地域の植生に詳しい者に委託して、作っているものです。さらに、環境保全フォローアップ調査でアドバイスをいただいている方にも加わっていただいで作成しています。

委員

緑資源機構が作成した植生図という位置づけになりますか。

事務局

そうです。緑資源機構が専門家に依頼して作ったという位置づけになります。

委員

この植生図の縦線が入ってるところは代償植生ですか。

事務局

そうです。

委員

イヌブナ・シデ群集というのは、一応自然植生として見るわけですね。

事務局

はい。

委員

樹齡がハッキリ分からないのですが、下山林道の途中で切り倒されていたミズナラを見ると250年位という情報がありました。このイヌブナ・シデ群落というのは、2次的なものか、大昔からここにあったものかということが、分かりませんか。少なくとも国有林を両斜面伐採したときには、伐らずに残ったようです。溪畔林とこのイヌブナ・シデは残っています。だから、その前のことです。

委員

以前は民有林だったようですね。

委員

いつ伐ったのか年輪を見れば分かるのですが、年輪を見たデータはありますか。

事務局

ありません。

委員

ないのですか。では、とりあえず、自然群落ということですね。

委員

その前に手は入っているかもしれませんが。

事務局

ここで、ワサビの生産量について、説明させていただきます。これは、意見聴取会の時に、廿日市の助役さんをご発言されて、質問も出ましたが、もう一度確認したところ、細見谷地区での生産量は、過去3年間で、年間3 t から3.9 t 位と報告を受けています。

委員

ワサビの生産量は、3.5 t 位ということですが、これは、現状で3.5 t が細見谷の中で生産されているのですね。

事務局

そのように聞いています。

委員

栽培面積は何haですか。

事務局

約0.5haです。今回、現地調査で2箇所見ていただきましたが、その対岸のワサビ田の方が広いようです。

委員

対岸ですか。沢を渡っていくのですか。

事務局

沢を渡っていくようです。

委員

そんなに生産できるのですか。

事務局

向こうの方が広いです。

委員

大水のときなどは渡れないですね。

委員

林道がないですね。

事務局

狭い谷ではありませんので。

委員

いずれにしる全部で0.5haですね。

事務局

はい。

委員

ワサビのことを調べたら、日本の平均で、ワサビは1haで2.6t取れるという記事がありましたが、ここは0.5haで3.5tというのは随分多いようですね。

事務局

我々も、何度か廿日市市に確認したのですが、市ではかなりワサビを生産しており、廿日市市の場合、1ha当たり3t位と聞いています。

委員

全国統計ですから、平均化してしまって、バラツキまでは分からないのですが、全国平均で1ha当たり2.6t位しかないというふうに書いてありました。ここの0.5haで3.5tというのは、異常に高いと思うのですが。いずれ、現状で3.5t作っているものを、今後さらに多くする希望があるのかどうかですが、あるいは、もうワサビ田を作るスペースがないかどうか、その辺のことが分かりにくいところです。

要するに、今後、本委員会に出てくるB/Cは、この林道を整備したお陰で、どれだけプラスになるか、場合によっては、これが途絶しないので使える場合に安定供給ができるとか、そういう評価になると思うのですが。今後林道整備によって、どれだけワサビ産業が振興するかということになりますから、そのデータが欲しいところです。それがなければ、単に現状がこうですから、あまりこれ以上B/Cにはプラスになってこないと思われれます。このように、いろいろ検討するときに、ha当たりどの位かということが知りたいです。全国の最新の栽培面積は、ミズワサビで、507haで1,325tのワサビが生産され、粗生産額は45億円ですので、ha当たり2.6t生産されます。だから、0.5haであれば1.3tが平均なのに、3.5tという3倍も取れる理由を知りたいですね。

また、ワサビは非常に栽培が難しく、肥料をやったり、場合によっては薬をまいたりするそうですが、今、ポジティブリストといって、農薬の基準が厳しくなりましたので、薬はまけなくなると思うんですが、現状で、施肥や農薬をまいているのかどうか知りたいです。つまり、渓流の保全を考える場合に、新種のカワゲラ、トビケラ類が沢山いるようですが、そういうものに影響があるかないかということを知るために、現状での栽培方法を知りたいです。

もう1つは、3.5tを売った販売売上高、それから、労賃を別途計算した上でのコスト、今の施肥とか、農薬含めてどの位か。そういうものを全部知らないという評価ができないということになります。次回にデータがあれば出していただきたいと思います。

その他、フォローアップ調査については、前の環境保全検討委員会の報告を踏まえて、始めるのかもしれませんが、実際には現在もう進んでるということでもよろしいでしょうか。

事務局

時期的なものがありますので、時機を逸しないように一部は4月から始めています。

委員

それは、緑資源機構の事業として行っているのですね。

事務局

そのとおりです。

委員

本期中評価委員会としては、それを横目で見ながら、この事業がどうあるべきかということを検討することになるわけですが、例えば環境保全調査報告書に対して、2人の委員から、データがまだ不足しているとの意見があります。また、NGOからの指摘で、生態系の調査と保全対策もほとんど書いてないということがありますが、その一部は、フォローアップ調査として、今開始されています。これらの調査結果は、期中評価委員会の結論を出すまでにまとめられるのですか。難しいのではないですか。

事務局

はい。

委員

それでは、この期中評価委員会で結論を出すときに、まだデータが揃っていない段階で評価しなければならなくなり、評価がかなり難しいです。つまり、この環境保全調査報告書をより補強するものとして一部、今調査しており、それを含めたもので、我々は評価しなければならないと思っています。それがまだ調査途中ということは、評価できない部分が出てきてしまいます。タイムスケジュールがうまく整合しない気がしますが、そこをまず先に整理しなければならないのではないですか。

委員

そうですね。フォローアップ調査というのは、環境保全があって、実際に工事が進み、その過程でいろいろな環境の変化をフォローアップするということです。このため、工事がまだ進んでいないから、その調査結果自体は出ないのです。この期中評価委員会の資料として使うわけにはいかないのではないかと思います。

委員

工事中に実施する部分は、もちろんまだ工事していませんので。

委員

この調査は、補足を目的としていますが、それはあくまで工事進行中に係わる問題についてのデータになるわけですね。

委員

主としてそうだと思います。ただ、現在、植物等を調査しているのは、やはりこの環境保全調査報告書を補強する意味で、現場調査されているわけです。

委員

それはそうですが、あくまで現在あるデータとしては環境保全調査報告書の結果になるのではないですか。

委員

ただし、この報告書については、NGOはまだ調査が足りないと言っていますし、環境保全調査報告書を出した委員の5人のうち2人の方も、データがまだ足りないと言っています。

委員

その辺の判断をどのようにしたら良いのか、ということが1つと、今後の事業については、こういうフォローアップ調査によってフォローアップしていくという実行上の判定がもう1つあると思いますが。

委員

それは、事業の継続が決まれば、その方法を参考に行います。

委員

これを1つの判断材料として。

委員



ただ、事業の継続がこの委員会で承認されなければ、そもそもフォローアップ調査も必要ないのですが。

委員  
それはそうですが、そのような体制の下でやっていくということも、1つの判断材料ではないですか。

委員  
それは分かります。

委員  
環境調査報告書は報告書で、その成果が我々のデータとして示されています。現状の中で、N G Oなどいろいろな判断あるかもしれませんが、本委員会としては、これを検討資料として、判断していきたいということです。

委員  
結論の議論は次回以降になると思いますが、今まではあるスタティックな状況で、例えばこういうような配慮をもうできないといった場合、中止したり、中断したり、あるいは休止したりと議論してきました。今回は、環境保全配慮上も現在進行形です。要するに、環境に積極的に配慮しながら、事業をどうするかということで、現在進行形のまとめ方もありうるのではないかと個人的には思っています。ですから、その辺のことは、引き続きいろいろな補足資料等をもらいながら、議論すればよろしいのではないかと思います。

だから、フォローアップ調査を見ながら、承認するかしないかということもあると思いますし、もう1つは、細見谷という限定された区間ですので、その限定された区間については、真剣にフォローアップを見ながら評価を行っていくこともあると思います。溪畔林以外については、災害復旧等もしなければならぬ状況の箇所も多々ありますので、どうするか議論していった方がいいのではないかと思います。あのまま放置されますと、二軒小屋の方の林道はもう使えなくなります。

委員  
それは分かります。ただ、細見谷の本体の溪畔林部分に関して、今実施されているフォローアップ調査は、当然事前調査ですね。

委員  
事前調査です。

委員  
それは、この膨大な環境保全調査報告書を補完する位置付けもあるのです。現在やってる部分は、それでいいです。でも、10月の植生調査などその結果を見ないと、ここの重要性の評価が、本委員会の結論を得るためには間に合わないのです。

委員  
時期的にはもう間に合いません。

委員  
そうです。そこに何か不安が残ります。

委員  
何か条件を付すという方法もあるかもしれません。

委員  
そうですね。

委員  
先程も言いましたが、環境保全フォローアップ調査は、あくまで工事を前提とした調査であって、こういう実施体制として、こういうフォローアップをしながらやっていくということの計画だと思っています。ですから、我々の環境に対する判断としては、あくまで工事を行う上で環境保全をフォローアップするのだということの判定だと思っています。

委員

そのような位置づけですね。

委員

環境調査については、このような調査報告書がありますので、我々としてはこれに基づいた判定を参考にすればいいのではないかと考えています。

委員

緑資源機構が出した環境保全調査報告書と、一部フォローアップの事前調査と、NGO等が出している資料、それから環境省の出している資料、このようなものを全部併せて、我々は判断するものと考えています。

委員

そうです。

委員

判断材料です。

委員

別紙8の「ツキノワグマの保護管理計画」に関連して、P26に「保護区の設定」という言葉があり、そこで「保護区及び生息域回廊の設定」というのがありますが、これと現地との係わりについて確認しておく必要があるのではないかと思います。

それから、次のページに「開発行為との調整」という文言があって、「このツキノワグマの生息域の確保が図られるように努める」という努力規定がありますが、そのこのところを踏まえていることを確認すればいいと思います。

委員

これは平成15年の保護管理計画ですので、現在立てている第10次の計画は、もう間に合わないとおもいますが。

委員

間に合わないけれども、やっぱり意識はしなければダメだと思います。

委員

そうですね。ツキノワグマについても、緑資源機構や広島県等で調査されていました。環境省やこの資料でも、丁度谷の中が空白になっていて、よく見えていないようです。生息していることは確かなのですが、データはまだ少し足りない気がします。ただ、NGOの意見や、この環境保全調査報告書を見ると、やっぱり痕跡が沢山あることが分かります。

委員

1つ気になるのは、事業者がこれだけ環境保全調査を行って、配慮する姿勢を示していますが、実際に、工事完了後に維持管理を行うのは地元自治体ですので、地元として道路ができた後、どれだけ適正に管理していけるのか、そういうところも判断の基準になるのではないかと思います。今まで、財力がないからできないとかいうケースもどっかにはあったのではないかと思います。それが、それではまずいので、委員会としては、その辺の議論も含めて総合的な判断がいるのではないかと思います。

委員

その管理については、従来の区間のように完成後すぐに移管するのではなく、フォローアップ調査を行いながら、2年間くらい機構が管理するという話もあるのです。

事務局

その点についてお話ししますと、環境保全調査検討委員会の中でもこの区間については完成後、即移管するのではなく、緑資源機構で何年か持っていてほしいという話が出まして、それを踏まえて、全部完成して、フォローアップ調査の見通しも立って、例えば、工事に8年かかるのであれば、8年+2年の10年間位は機構で持っていて、それを見通して、そのあと引き受けたいというような話になっています。

委員

我々としては完了した後の担保措置も見ながら判断するということが非常に重要ではないかという意味で言ったわけです。

委員  
そうですね。

委員  
廿日市市への移管まで、完成後、トータルで10年かかるのですが、それは規定上は可能なのですか。

事務局  
移管まで緑資源機構が持つておくことは可能です。

委員  
直移管が原則ではなくて、大丈夫なのですね。

事務局  
法律上も規定があり、緑資源機構が管理することは可能です。しかし、いつまでも機構が持つておく負担になるだろうから、できるだけ早く移管するよう国会での議決もあり、早期移管に努めています。ですから、時期的なものについては、機構の方で検討していくべきだと思っています。

事務局  
今日欠席の委員から、意見をいただいていますので、ここでご紹介させていただきたいと思えます。  
「1. 細見谷の溪畔林は、中国山地では最大級の規模と質を有するものであり、その保全については十分な配慮が必要である。  
2. 環境保全調査報告書（平成17年12月）については、以後の補完調査と合わせて十分な成果が得られていると認められる。  
3. 林道の改良工事の設計案は、細見谷の自然の保護に配慮したものであることが認められる。しかし、その実施に際しては、試験的・試行的対応や、モニタリング等にもとづく順応的管理手法の検討等に時間を要するものと考えられる。  
4. 土地所有者であり林道の受益者である国有林は、国定公園特別地域でもある細見谷の溪畔林および植林地についての利用および管理の方針を明確に示す必要がある。  
5. 以上の観点から、細見谷の溪畔林の部分については、なお、慎重な対応が必要であると考えられる。  
6. 現道が通行不能の状態で放置されているのは、道路を必要とする根拠が少ないものと受け取られるであろう。」  
以上です。

委員  
次回の委員会では、今日論議できなかったクマタカの行動圏の構造解析の結果の説明をお願いします。また、現地調査で見た透水性舗装の水質についてもお願いします。  
それと、今の委員の意見の3で、設計案の段階では、まだ管理手法の検討に時間を要するのの事を言っていますが、つまり、保全対策を立てながら工事を行うとしても、前段階でどのようにモニタリングするのか、順応的管理手法を適用するのかということが、まだ決まっていないと言っていますので、フォローアップ調査の委員会は、実質的には事業が始まってから、実施中にいろいろ順応的管理を行うわけですが、事前にどのようなことをするのか様々な計画を十分練って、立てておかなければいけないと思いますし、我々もその内容を基に最終判断しなければいけないと思います。

委員  
それでは、事務局の方で次回に向けてお願いします。最後に事務局から何かありますか。

事務局  
本日の議事概要については、事務局の責任で取りまとめて、ホームページ上で公表する予定です。また、議事録については、事務局で案を作成し、各委員に見て頂き、最終的には座長にご確認を頂いた上で、公表することとしていますので、よろしくをお願いします。

以 上